

とくしま農林水産業「外国人材育成・定着モデル」事業 企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

とくしま農林水産業「外国人材育成・定着モデル」事業委託業務

(2) 委託業務の目的

本県農林水産業における生産力向上や生産規模拡大を図り、所得向上につなげるため、「外国人材」を経営の重要な役割を担う「人財」へと育成し、定着を図る「モデル」を構築する。

(3) 委託業務の内容

別紙「とくしま農林水産業『外国人材育成・定着モデル』事業委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託業務期間

委託契約日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 見積限度額

1件当たり 金1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、上記金額は予算額の上限であって、契約額ではないことに留意すること。

2 委託契約方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して委託候補者を選定し、その提出者を契約予定者とする。

3 参加資格

次の全ての要件を満たす法人又は個人であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(1) 基本的要件

ア 県内に本社又は事業所を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

- オ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - キ 役員（法人の監査役及び監事を含む）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - （ア）成年被後見人又は被保佐人
 - （イ）破産者で復権を得ない者
 - （ウ）禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - （エ）暴力団の構成員等
 - ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
 - ケ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
 - コ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (2) 専門的要件等
- ア 農林水産業を主業とする者（農林水産業には生産物の加工を含む）であること。
 - イ 技能実習又は特定技能の在留資格を持つ外国人材を雇用している者であること。
 - ウ 雇用している外国人材が持つ在留資格のステップアップ（例：技能実習→特定技能1号、特定技能1号→特定技能2号）や、その能力を発揮し組織で活躍できるように取組を実施しようとしている者であること。
 - エ 対象となる外国人材が持つ在留資格の職種・分野は、農林水産業に関するものであること（例：特定技能は「農業」、「林業」、「漁業」）。ただし、生産物の加工を行っている場合は、6次産業化に関するもの（例：特定技能は「飲食料品製造業」）を含めることができる。
 - オ 対象となる外国人材が、令和8年度中に在留資格のステップアップに係る試験を受験すること（例：技能実習→特定技能1号、特定技能1号→特定技能2号）。
 - カ 委託業務により構築した「モデル」を周知するためのコンテンツ作成やセミナー開催に協力できる者であること。
 - キ 委託業務を的確に遂行するために必要な人員が適正に配置されていること。
 - ク 委託業務に係る経費の支出について適正な処理を行う体制が整備されていること。

4 参加の手続き等

(1) 提出書類及び部数

公募型プロポーザルへの参加を予定している者は、仕様書を踏まえ、次のとおり必要書類等を提出すること。

書類等	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式第1号）	1部	令和8年
イ 参加申込書の添付書類 （ア）法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※写し不可	1部	5月19日（火） 午後5時まで（必着）
（イ）会社等の概要がわかる書類（パンフレット等）	1部	
（ウ）直近2期分の決算書又は税務申告書	1部	
ウ 企画提案書（様式第2号）	7部	令和8年
エ 企画提案書の添付書類 （ア）提出者の概要（別添資料1）	7部	6月1日（月） 午後5時まで（必着）
（イ）事業計画書（別添資料2）	7部	
（ウ）見積書（別添資料3）	7部	

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵便により提出すること。

※郵便の場合は書留郵便によること。

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地（徳島県庁万代庁舎6階）

徳島県農林水産部農林水産総合技術支援センター経営推進課 人材育成担当

5 参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、徳島県からその旨を通知する。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 応募資格の要件を満たしていない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 見積金額が見積限度額以上であった場合

オ 本募集要項に違反すると認められる場合

カ 提出者による委託業務の履行が困難であると判断された場合

キ その他不正な行為があったと徳島県が認めた場合

(2) その他

ア 応募は1提出者につき1件とする。

イ 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

- ウ 企画提案に要する全ての経費は、提出者の負担とする。
- エ 提出された書類は返却しない。
- オ 提出された書類は当該提出者に無断で二次的な使用を行わない。
- カ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

6 質問の受付

(1) 受付期間

募集開始日から令和8年5月20日（水）午後5時まで（必着）

(2) 質問書の提出

質問は、質問書（様式第3号）を用いて、次の提出先まで、ファクシミリ又は電子メールにより提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

ファクシミリ：088-621-2858

電子メール：keieisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

電話：088-621-2422

(3) 質問の内容

原則として、この委託業務に係る要件や参加手続きに関することに限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

徳島県のホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に掲載する。

7 審査の方法等

(1) とくしま農林水産業「外国人材育成・定着モデル」事業委託業務企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を徳島県経営推進課に設置する。

(2) 評価基準

実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的に合致した企画提案の内容であるか。 ・業務の着実な履行が期待できるスケジュール及び体制となっているか。
経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の見積りが企画提案の内容に対して適切か。
新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・着眼点、実施方法に独自性、新規性があるか。
継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の継続、発展が期待できるか。
波及性	<ul style="list-style-type: none"> ・「モデル」として、他の経営体への広がりが期待できるか。

(3) 選定委員会は(2)の評価基準に基づき、企画提案書の内容を書面により審査し、委託候補者を選定する。なお、必要に応じて、プレゼンテーション審査やヒアリングを実施する場合がある。選定委員会は非公開とする。

- (4) 審査結果は、審査を受けた提出者の全てに対し、文書により通知するとともに、徳島県のホームページで公表する。ただし、審査の経緯に関する照会には応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受理しない。

8 日程

- 令和8年5月 8日(金) 募集開始
令和8年5月19日(火) 参加申込書の提出締切り
令和8年5月20日(水) 質問書の提出締切り
令和8年6月 1日(月) 企画提案書の提出締切り
令和8年6月中旬(予定) 選定委員会による審査
令和8年6月中旬(予定) 審査結果通知・委託契約締結

9 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに、参加辞退届(様式第4号)を提出すること。なお、提出方法及び提出先は「4参加の手続き等(2)提出方法及び提出先」によること。

10 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した企画提案の提出者を契約予定者として、この委託業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、徳島県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。